

答 申

**第 1 審査会の結論**

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

**第 2 異議申立てに至る経過**

1 異議申立人は、平成 16 年 5 月 26 日、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し「5 月 20 日（木）の〇〇新聞で報道された県立高校で生徒三人に暴行を加え負傷させ処分を受けた教員の処分関連文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成 16 年 5 月 19 日付け職員の懲戒処分について」と「平成 16 年 5 月 19 日付け記者発表資料」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、懲戒処分を受けた教育職員の氏名及び所属学校名については、これを開示しないとの部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 6 月 4 日付けで、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

「条例第 8 条第 1 項第 2 号該当

対象行政文書には、氏名、学校名が記載されていることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」

3 異議申立人は、平成 16 年 7 月 29 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

勤務中に傷害事件を起こした教員の氏名を非開示とする部分開示決定は、県民の知る権利や公務員を罷免する権利よりも、勤務時間内に傷害事件を起こした教員の私権を尊重する不当な判断である。個人の権利利益として保護すべきなのは本来犯罪被害者の権利であり、犯人の氏名を非公表とするのは性犯罪のように被害者の権利利益を侵害するおそれのある場合に限定すべきである。犯罪を抑止するためには刑罰や社会的制裁が有効であり、傷害事件を起こした教員の氏名は、原則公表されるべきである。

以上の理由により、本件処分は、違法又は不当である。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 懲戒処分の公表について

懲戒処分の公表については、「懲戒処分等の公表基準」（平成12年2月18日付け教第418号教育長通知）に基づき処分の概要等を公表しているが、懲戒処分を受けた教育職員の住所、所属及び氏名等については、原則として公表していない。例外的に、警察等で所属、氏名等が公にされている場合や社会的な影響が極めて大きいと判断される場合には、所属、氏名等を公表することがあるが、本件の懲戒処分は、これに該当しない。

#### 2 条例第8条第1項第2号該当性について

当該教育職員の氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第8条第

1 項第 2 号本文に該当する。

当該教育職員の所属学校名は、公開することにより、他の情報と結びつけることによって、当該教育職員又は体罰を受けた生徒が識別されるおそれがあり、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、当該教育職員が勤務時間中に行った体罰は、通常想定されている職務遂行上の行為ではなく、当該教育職員が個人的な判断で職務として認められている範囲を超えて引き起こした行為である。

したがって、本件行政文書に記載されている当該教育職員の氏名及び所属学校名は、公務員の職務遂行に係る情報ではなく、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書口に該当しない。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、教育職員の懲戒処分決定に係る起案文書及び当該懲戒処分の記者発表資料である。

### 3 条例第 8 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識

別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に対し、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮を義務付けている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に開示すべき情報があり、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。

実施機関は、本件行政文書のうち、懲戒処分を受けた教育職員の氏名及び所属学校名については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないとしていることから、以下において、その妥当性を検討する。

#### (1) 懲戒処分を受けた教育職員の氏名について

懲戒処分を受けた教育職員の氏名については、これを開示すると、特定の教育職員が懲戒処分を受けたということが明らかとなるものである。特定の教育職員が懲戒処分を受けたということは、個人の資質、名誉に直接かかわる個人情報、すなわち、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであって、懲戒処分を受けた本人にとって

みても、みだりに公表されるべきではない情報であると考えられる。なぜなら、懲戒処分の原因となった非違行為が、教育職員の職務遂行の過程において行われたものであったとしても、懲戒処分は、本質的に特定の個人に対して科される制裁としてとらえるべきであるからである。

次に、本件の場合、勤務時間中に体罰を行ったことによる懲戒処分であるため、特定の教育職員が懲戒処分を受けたということが、一見、条例第8条第1項第2号ただし書口に規定する「職務の遂行に係る情報」に該当するかのようと思われる。しかしながら、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれると解されている。これらの例に照らして考えると、職務の遂行における非違行為により懲戒処分を受けたということは、処分された教育職員の職務に関する情報を含むとしても、「職務の遂行に係る情報」とは認められず、むしろ教育職員としての身分取扱いに関する個人情報そのものであると判断されることから、本件の懲戒処分を受けた教育職員の氏名については、条例第8条第1項第2号ただし書口に該当するとは認められない。

あわせて、本件の懲戒処分を受けた教育職員の氏名については、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報とは言えず、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するとは認められない。

したがって、本件行政文書に記録された当該教育職員の氏名は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しない。

## (2) 懲戒処分を受けた教育職員の所属学校名について

本件の懲戒処分を受けた教育職員が所属する学校名については、当該学校の教育職員数からすると、既に公表されている当該教育職員の年齢といった他の情報と組み合わせることにより、特定の教育職員が懲戒処分を受けたということが識別され得るものであり、また、公開され、又は公開することが

予定されている情報ではないため、当該教育職員の氏名と同様に条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件行政文書に記録されている懲戒処分を受けた教育職員の氏名及び所属学校名は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、実施機関がこれらを開示しないと決定したことは妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 8. 18	○ 諮問を受けた。(諮問第162号)
17. 9. 7 (第219回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 9. 27 (第220回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 10. 19 (第221回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
17. 11. 8 (第222回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 11. 30 (第223回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
大 葉 由 佳	フリーアナウンサー	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木 下 淑 恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木 健 次	弁護士	会長
武 田 貴 志	弁護士	

(平成 17 年 12 月 21 日現在)